号外第六十二号

平成二十二年

曜

日

八月二十日

金

訓

令

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令......

訓

目

次

## 山梨県訓令甲第十七号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十二年八月二十日

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県知事 横

出本

先

機

関庁

内 正 明

山梨県行政文書管理規程(平成十八年山梨県訓令甲第七号)の一部を次のように改正

別表第一の1の表中「円冊茶吟端

す る。

EE H

EE H

を

対外

に改める。

対調

調整室 検査課

附

この訓令は、公布の日から施行する。

外 第六十二号 平成二十二年八月二十日

Щ

梨

県 公

報 号

発行者	山梨
山梨県	県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第六十二号
目六番一号	平成二十二年八月二十日
印刷所	月二十日
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
二丁目六番	
	=